

事例番号:270221

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 35 週 膣分泌物培養検査にて B 群溶血性連鎖球菌 (GBS) 陰性

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 2 日 19:10 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 2 日 20:31 経膣分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 2 日

(2) 出生時体重:3582g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 2 日 体重 3408g、排尿 11 回/日、排便 5 回/日

14:30 体温 38.2℃

15:00 体温 39.0℃、室温と衣服を調整、糖水補給、アソカ除去

16:00 体温 37.1℃

生後 3 日 体重 3504g (前日比 +96g)、排尿 4 回/日、排便 10 回/日

生後 4 日

6:00 明け方より抱いても機嫌悪く乳を飲まない、発汗あり、音刺激に過

敏に反応

8:30 高次医療機関 NICU へ入室

入院後約 2 時間 凝視と強直発作あり

入院後約 14 時間 呼吸停止、経皮的動脈血酸素飽和度 30%台まで下降、呼吸  
停止から 15 分後に気管挿管、人工呼吸器管理開始

血液検査(入院時):白血球 3440/ $\mu$ L、CRP 18.34mg/dL

細菌培養検査:GBS (+) (脳脊髄液、静脈血、臍周囲)

脳脊髄液検査:細胞数 368/ $\mu$ L、蛋白 979mg/dL、糖 10 mg/dL 未満、アルブミン  
4437.1  $\mu$ g/mL、IgG 121.9mg/dL

(7) 頭部画像所見:

生後 4 日 頭部超音波断層法で明らかな脳出血なし

生後 9 日 脳波検査で low voltage

生後 17 日 頭部 MRI で大脳ほぼ全体および小脳上部の変性壊死あり

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:助産所

(2) 関わった医療スタッフの数

助産師 2 名、看護師 1 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、早発型 GBS 感染症による髄膜炎である。

(2) GBS の感染時期および感染経路は、分娩時の垂直感染(産道感染)の可能性が高い。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理(嘱託医療機関との連携、妊娠 35 週の GBS 検査実施等)は一般的である。

2) 分娩経過

分娩中の管理は一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 出生後から生後 1 日までの新生児の管理は一般的である。
- (2) 生後 2 日 15 時に体温 39℃の発熱時に、嘱託医に相談せず、室温と衣服を調整、糖水補給、アソ除去により経過を観察したことは一般的でない。
- (3) 生後 4 日 6 時頃に不機嫌、哺乳力低下、多呼吸、易刺激性を認め、6 時 45 分に高次医療機関 NICU に搬送を依頼したことは一般的である。

#### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

##### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 本事例は胎児心拍数陣痛図の記録が保存されていなかったが、今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】「医療法施行規則」では、診療に関する諸記録は、過去 2 年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状および退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約とするとされている。また、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、帳簿等の保存について、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に 5 年間保存することが望まれる。

- (2) 新生児が発熱した場合や、尿量減少、異常な体重増加がみられる場合は、「助産業務ガイドライン 2014」の緊急に搬送すべき新生児の状況に基づいた対応が望まれる。
- (3) 医療スタッフは妊産婦および家族とより円滑なコミュニケーションが行えるよう努力することが望まれる。

【解説】診療録の記載によると、生後 2 日に母親へ搬送準備をする旨を説明したとされているが、家族からみた経過によると、生後 2 日に新生児搬送の説明はされておらず、診療録の記載と家族からみた経過に齟齬があった。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項  
なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。